# 新十津川町公共施設等総合管理計画

2017年（平成29年）3月　策定

2022年（令和４年）３月　改定

新十津川町

# □■目次■□

**第１章　計画策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**

1　計画策定の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　計画の対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

**第２章　本町の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4**

1　人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2　財政状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

**第３章　公共施設等の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7**

1　建築物系公共施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

2　インフラ系公共施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

3　過去に行った対策の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

4　現状や課題に関する基本認識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

**第４章　更新等に係る経費の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15**

1　施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み　・・・・・・・・・・・15

2　長寿命化対策を反映した場合の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

3　対策の効果額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

**第５章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・18**

1　公共施設等の管理に係る方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

2　全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針　・・・・・・20

# 第１章　計画策定にあたって

## １　計画策定の背景と目的

近年、我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を受け、本町では、2017年（平成29年）３月に「新十津川町公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに個別施設ごとの具体的な管理方針を定める「個別施設計画」の策定を進め、これらに基づき公共施設等の適正な管理に努めています。

一方、本計画策定から５年が経過しようとしており、策定当時とは状況が変わりつつあります。国は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の見直し（2018年（平成30年）２月）や、「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（2021年（令和３年）１月）の発出などを通じて、計画を見直すことを要請しており、これらに対応して本計画の改定を行うこととしました。

本町にはさまざまな公共施設等がありますが、昭和50年代以降に建設された施設が多く、喫緊に老朽化による建替えが必要な状況ではありません。しかし、これら公共施設等については、今後、改修や大規模修繕が必要な時期を迎えることになります。

また、本町の将来推計人口は、高齢者人口の増加、労働力人口の減少が全国同様に避けられない状況であり、子育て世代の移住・定住促進推進事業等、各種政策による対策が必要となっています。将来の人口動向や人口構成、町民のニーズの変化を踏まえた公共施設の最適化を計画的に行っていく必要があります。

さらに、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大による歳出の増加が想定され、そのような状況で、すべての公共施設等を将来もこのまま維持し続けていくことは困難です。

今後見込まれる状況の中で、安全で持続的な町民サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

こうしたことから、本計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため策定するものです。

## 2　計画の位置づけ

本計画は、老朽化する公共施設等を効率的に維持していくための管理方針を示すものであり、各施設の個別計画の指針となるものです。国が示す「インフラ長寿命化基本計画」等による方向性を踏まえるとともに、まちの最上位計画である「新十津川町第６次総合計画」（以下「第６次総合計画」という。）と連携することで実効性を高めます。

また、本計画を踏まえて各施設の具体的な維持管理方法を示すものとして施設類型ごとの個別施設計画を策定し、それを実践した結果を本計画にフィードバックすることで、より充実した計画に見直していくというサイクルで運用します。

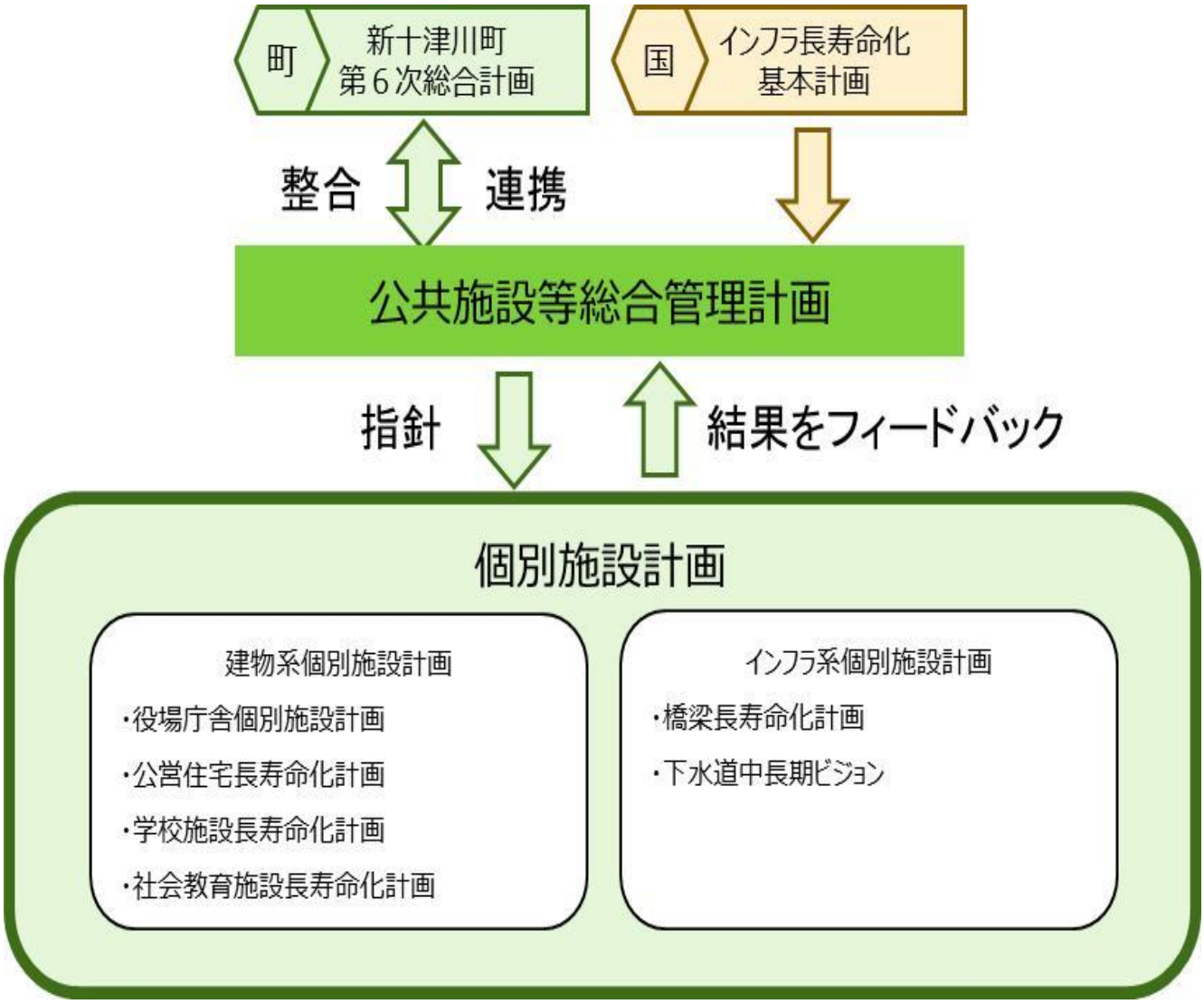

## ３　計画期間

本計画の計画期間は、当初策定時は2017年度（平成29年度）から2026年度（令和８年度）までの10年間としていました。今回、見直しを行うにあたり、2036年度（令和18年度）までの20年間に期間を延ばします。

なお、今後の社会情勢の変化などに応じて適宜計画の見直しを行っていくとともに、計画期間終了後も継続的な取組になるように配慮します。

## ４　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、町有財産のうち、建築物系施設及びインフラ系施設とします。建築物系施設については行政施設、コミュニティ施設、教育施設などの11分類を、また、インフラ系施設については道路（町道）、橋梁及び下水道の３分類を対象とし、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を定めます。

なお、上水道施設については、西空知広域水道企業団による管理・運営が行われているため、本町の管理する公共施設等について検討する本計画の対象外とします。

# 第２章　本町の現状

## １　人口

本町の総人口は、1980年（昭和55年）以降減少を続けています。今後もこの傾向が続き、第6次総合計画における2061年（令和43年）の目標は3,060人となっています。一方で、本町が展開している定住促進策などの効果により、2020年（令和２年）７月から2021年（令和３年）３月まで前年同月比で増加が続くなど、直近では、近隣市町と比較して人口減少のペースは緩やかになっています。

年齢別の人口では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する傾向が続いています。高齢化率は2020年（令和２年）に初めて40パーセントを超えました。今後、増加のスピードは鈍化しますが、2061年（令和43年）には44.3パーセントになる見込みです。

▼総人口及び年齢３階層別人口の推移と見通し

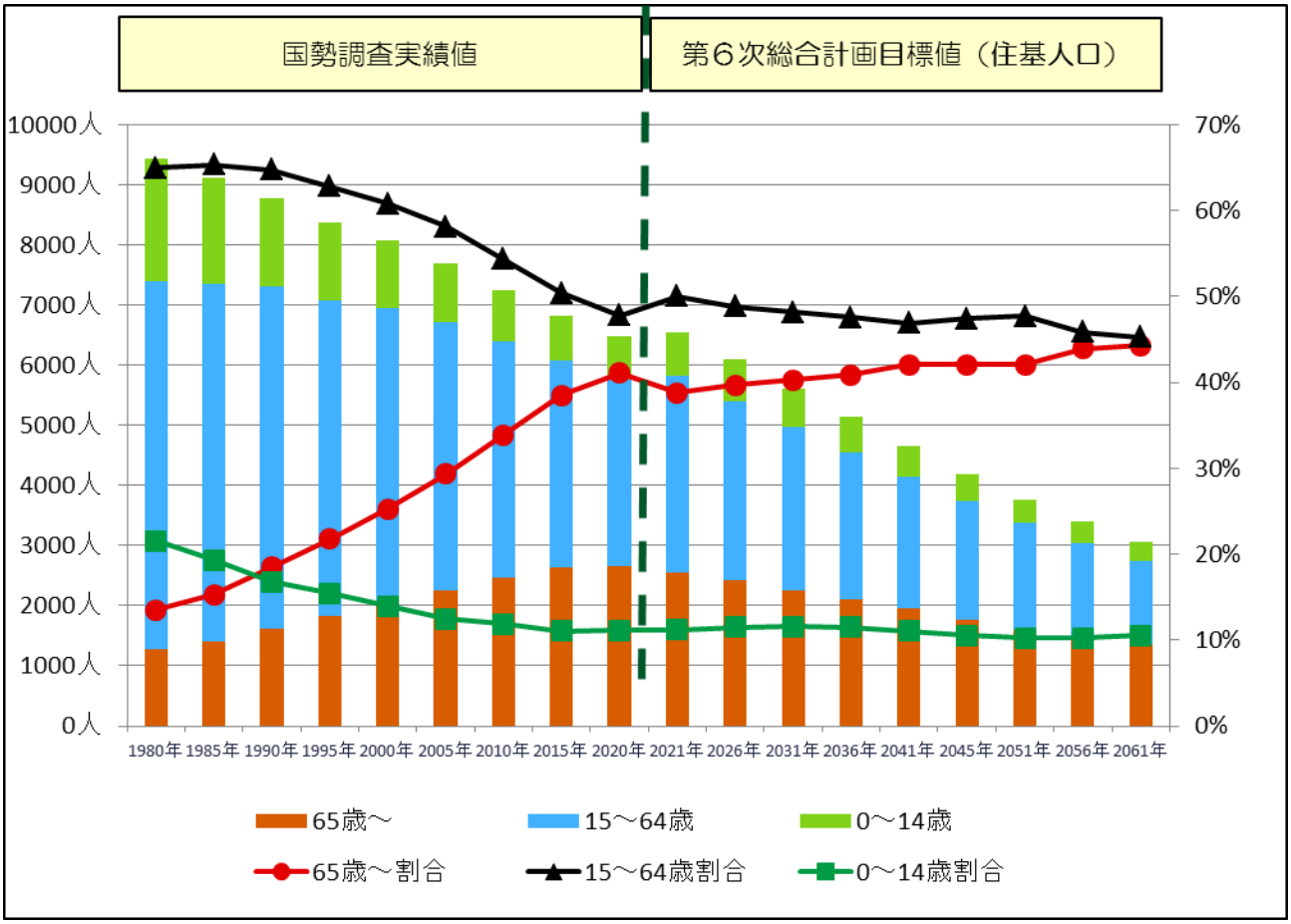

## 2　財政状況

本町の財政規模は、特殊な事情があった年度（2016年度（平成28年度）は基金の振り替え、2020年度（令和2年度）は新庁舎の建設のため規模が大きい。）を除くと、概ね60～70億円程度で推移しています。

収支の状況を10年間の平均で見ると、実質収支（黒字額）は年当たり2.3億円となっていますが、地方債の繰上償還を年当たり2.7億円行っており、これも実質的な黒字分といえることから、これを加えた5億円程度が、毎年の余力として発生している状況となっています。

▼歳入歳出決算額及び実質収支の推移

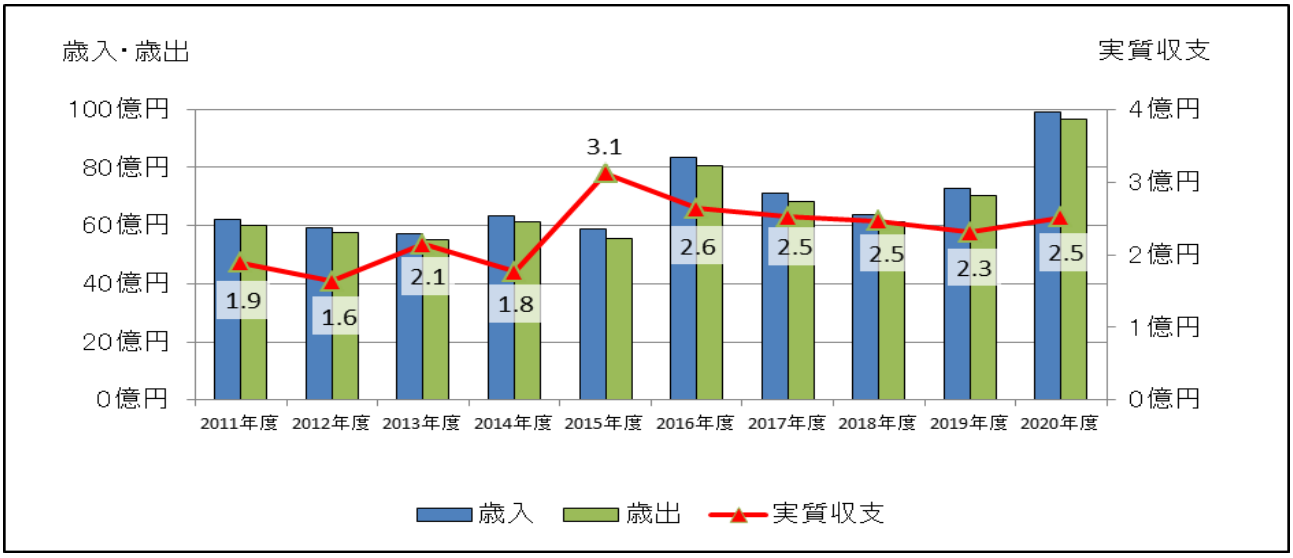


歳入の状況を見ると、地方交付税が32億円程度となっており、歳入に占める割合が最も高くなっています。自主財源である町税は、6億円前後で推移しており、これらを含む一般財源（自由に使えるお金）の総額は、40億円程度となっています。

一方、歳出の状況を見ると、公共施設等の維持や更新に関する支出である普通建設事業費は、この10年で約100億円となっています。その財源には、一般財源から約24億円を充てています。

また、地方債残高は66.1億円で、10年間で8.1億円増えていますが、これは2020年度（令和２年度）に庁舎建設のために11.9億円借り入れたことが大きな要因で、その他の地方債残高は少しずつ減ってきています。一方、基金残高は64.2億円で、10年間で31.3億円増えています。そのうち、公共施設の整備に要する財源を確保するために設置している公共施設整備基金が29.5億円となっています。

▼歳入決算額の推移

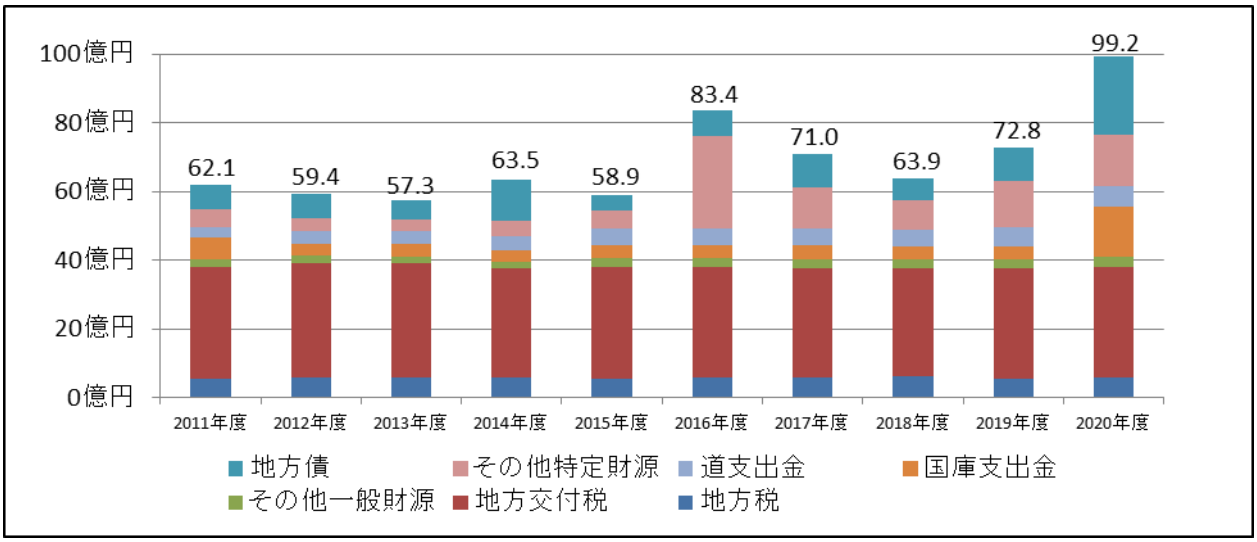


▼歳出決算額の推移

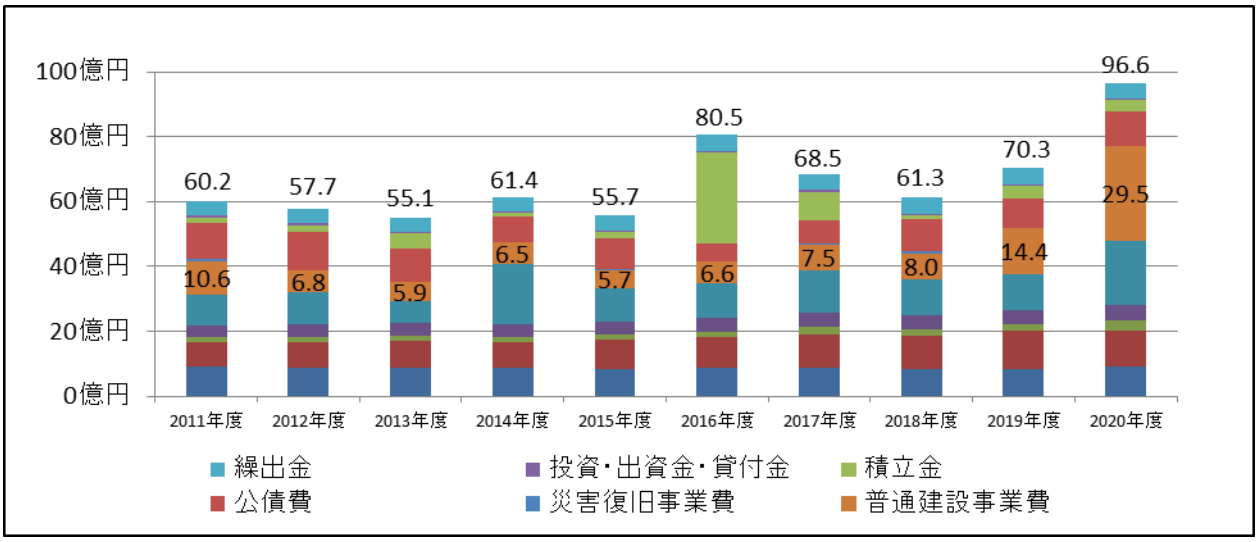


▼基金・借金残高の推移

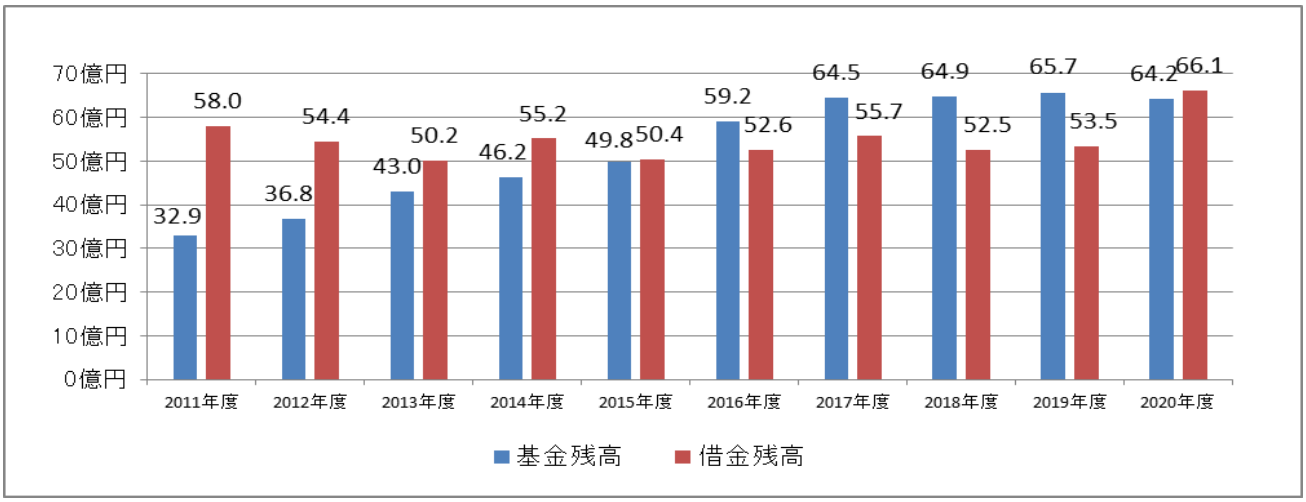

# 第３章　公共施設等の現状と課題

## １　建築物系公共施設

### （１）施設の保有状況

2020年度（令和２年度）末時点における、本町が保有する建築物系公共施設は98施設、総延床面積は90,618㎡です。2015年度（平成27年度）と比較すると、施設数が８施設、面積が1,630㎡（1.8%）減少しています。これは、行政区自治会館の建替えに伴う旧自治会館の解体、旧大和小学校の解体、役場新庁舎の建設などによるものです。役場庁舎は、旧庁舎の解体が終わっていないため重複して計上されています。

▼建築物系公共施設保有数の比較

| 分　類 | 2015年度 | | 2020年度 | | 増減比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設数 | 面積 | 施設数 | 面積 | 施設数 | 面積 |
| 行　政　施　設 | 3 | 5,825 | 5 | 9,611 | 2 | 3,786 |
| コミュニティ施設 | 20 | 6,930 | 13 | 5,639 | △ 7 | △ 1,291 |
| 教　育　施　設 | 4 | 14,023 | 4 | 14,023 | 0 | 0 |
| 生涯学習施設 | 13 | 12,242 | 13 | 10,758 | 0 | △ 1,484 |
| 子育て支援施設 | 2 | 1,768 | 2 | 1,899 | 0 | 131 |
| 保健福祉施設 | 1 | 5,508 | 1 | 5,508 | 0 | 0 |
| 産業振興施設 | 8 | 4,683 | 9 | 4,847 | 1 | 164 |
| 住　宅　施　設 | 25 | 33,173 | 25 | 32,977 | 0 | △ 196 |
| 供給処理施設 | 4 | 1,289 | 4 | 1,289 | 0 | 0 |
| 公　園　等 | 8 | 503 | 8 | 503 | 0 | 0 |
| そ の 他 施 設 | 18 | 6,304 | 14 | 3,564 | △ 4 | △ 2,740 |
| 合　計 | 106 | 92,248 | 98 | 90,618 | △ 8 | △ 1,630 |

用途に応じた施設分類別にみると、「住宅施設」が全体の36.4%で、最も大きな割合を占めています。次いで「教育施設」「生涯学習施設」の順に大きくなっています。

▼施設分類別の面積

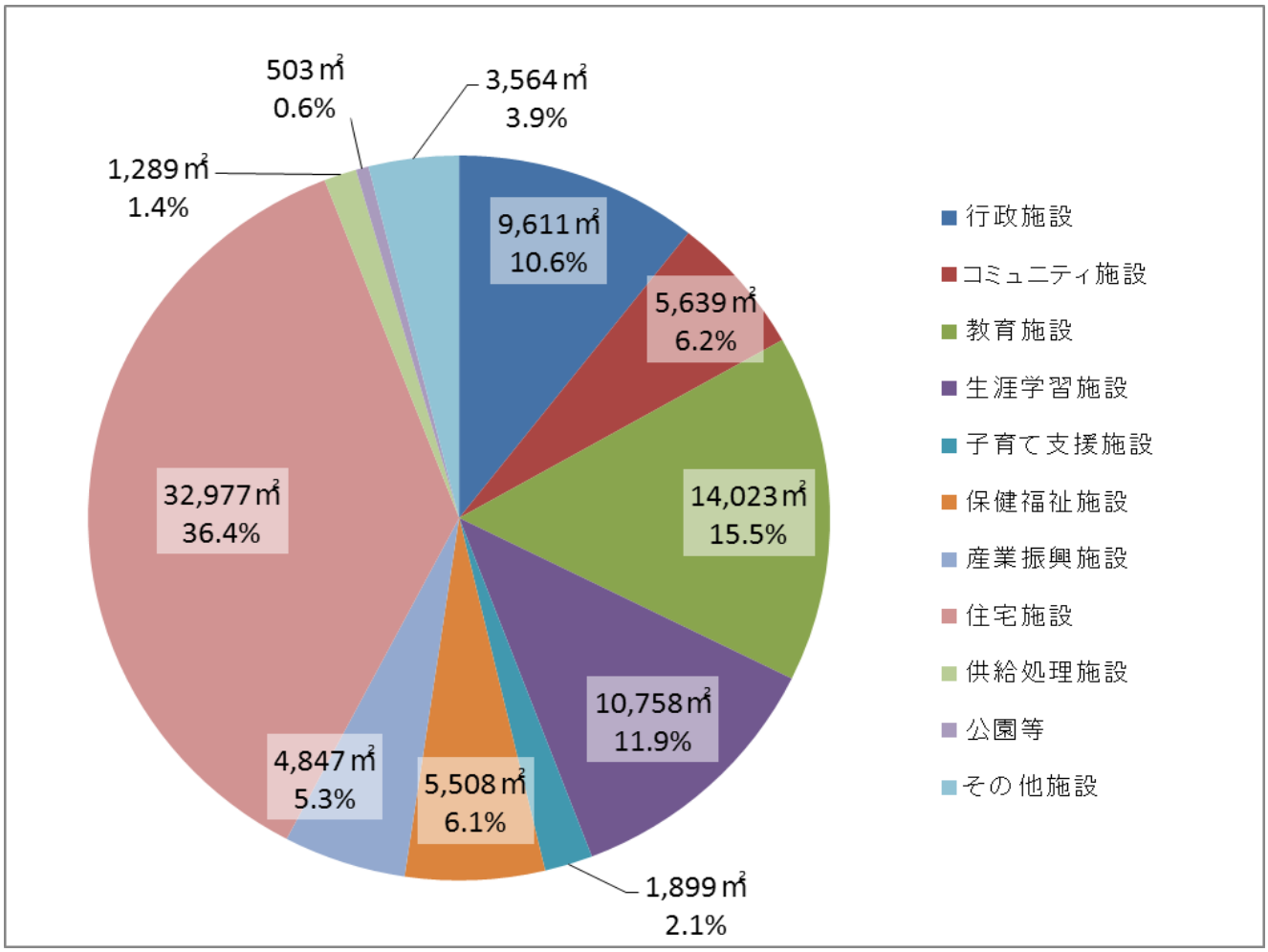

（2）年代別の整備状況

年代別の整備状況を見ると、建物の更新の目安である建築後60年を超える施設はありませんが、今後20年間で28%が60年以上となります。その後10年おきに更新の需要が大きくなる波があり、この波を小さくして費用負担を平準化することが課題になってきます。

住宅施設を整備した時期に合わせて整備量が多くなっていることから、公営住宅の長寿命化修繕による更新時期の後ろ倒しや、更新時には人口減少に合わせて適正な規模に縮小していくことが、費用負担を抑制するために必要になります。

教育施設では、小・中学校がともに40年以上経過しています。それぞれ2010年度（平成22年度）、2009年度（平成21年度）に耐震化工事を行っていますが、今後、長寿命化改修などの対策が必要です。

▼年代別の整備状況

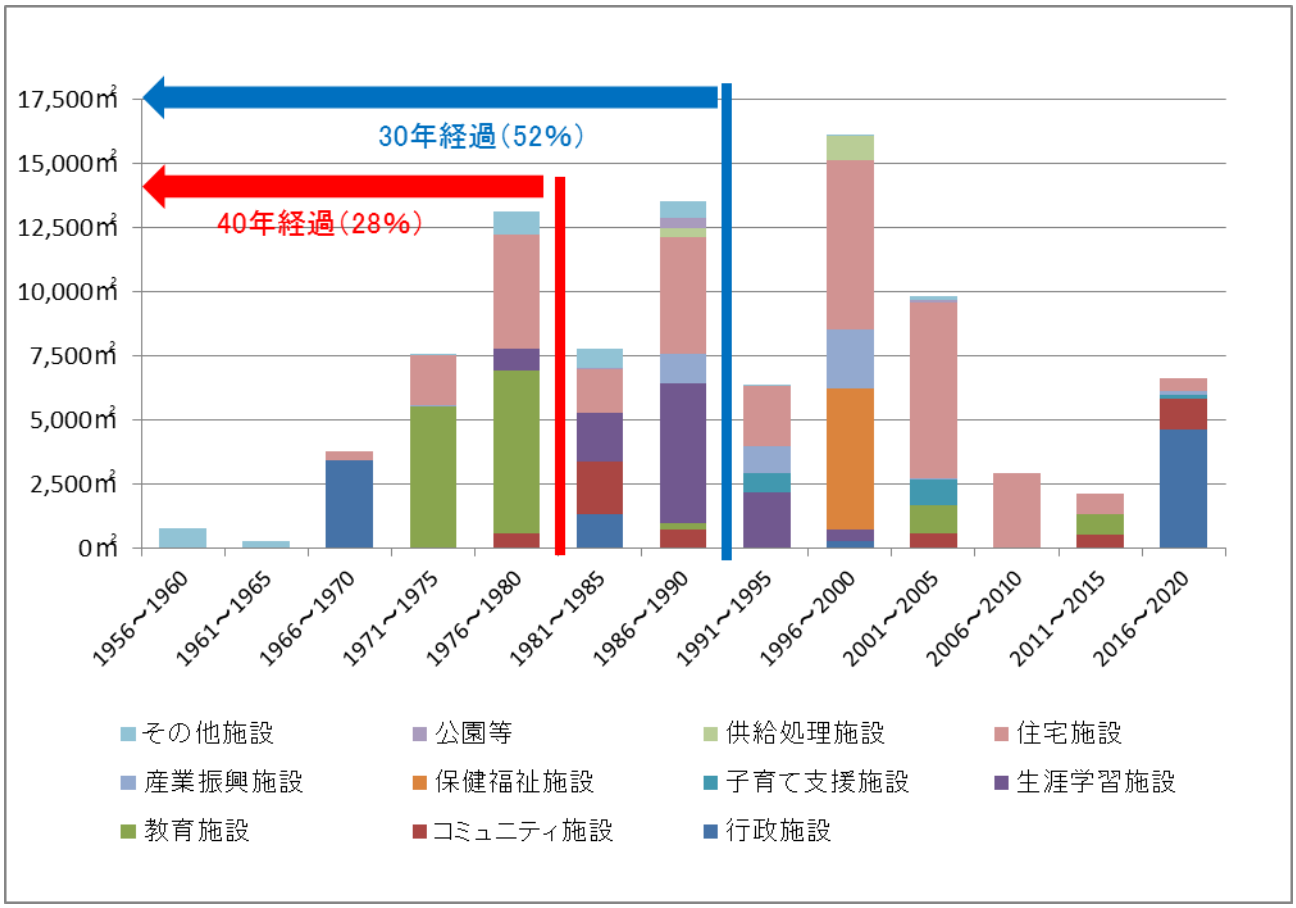

（３）減価償却率の推移

建築物系公共施設の減価償却率（取得価格に対する償却累計額の割合）は、2020年で51％ですが、現状のまま施設を保有すると2040年には84％になります。

減価償却率は、長寿命化や更新を行うことで低くなりますので、減価償却率が高いということは、修繕や更新が追い付いていないということになります。減価償却率が大きく変動することなく一定の水準で推移していれば、計画的に長寿命化や更新が行えている健全な状況と言えます。

▼減価償却率の推移

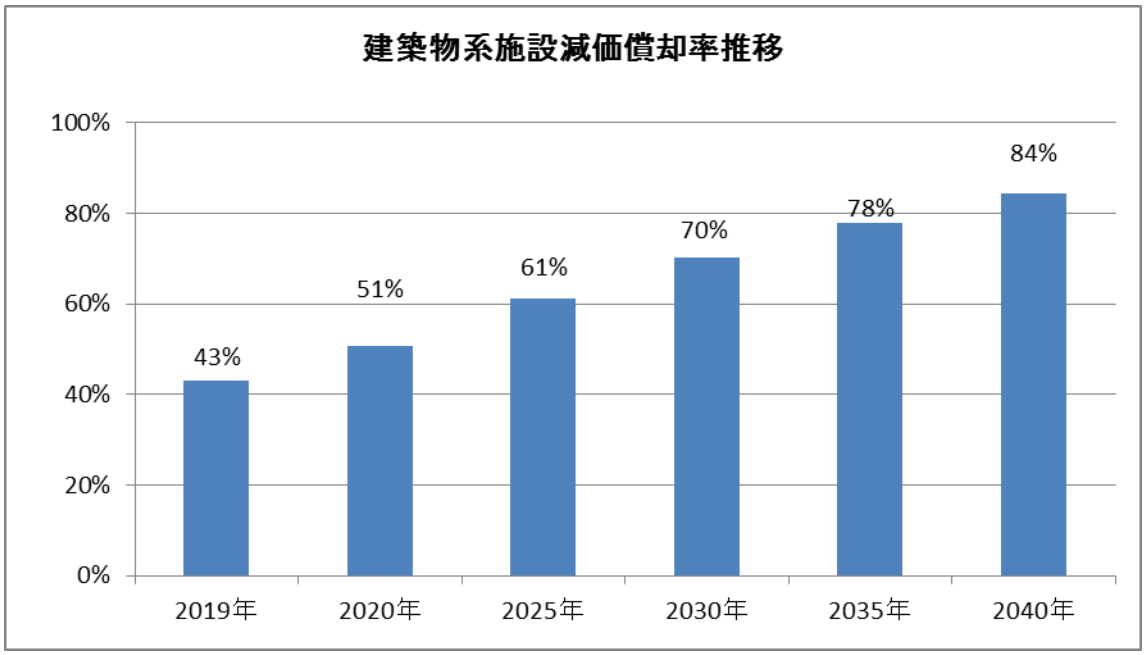

## 2　インフラ系公共施設

（１）施設の保有状況

インフラ系施設は町民の生活や産業を支える基盤的施設であり、町の開発や人口増加等に伴い整備が進められてきました。2020年度（令和２年度）末時点の道路、橋梁、下水道それぞれの保有状況及び2014年度（平成26年度）との比較は次のとおりです。

▼インフラ系公共施設保有数の比較

| 区分 | 種別 | 2014年度 | | 2020年度 | | 増減比較 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） |
| 道路 | 一般道 | 380,230 | 2,338,701 | 380,491 | 2,346,036 | 261 | 7,335 |
| | 自転車歩行者道 | 57,875 | 157,783 | 59,506 | 161,549 | 1,631 | 3,766 |
| | 林道 | 30,339 | 125,369 | 31,699 | 130,809 | 1,360 | 5,440 |

| 区分 | 種別 | 2014年度 | | | 2020年度 | | | 増減比較 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 橋梁数 | 総延長（m） | 総面積（㎡） | 橋梁数 | 総延長（m） | 総面積（㎡） | 橋梁数 | 総延長（m） | 総面積（㎡） |
| 橋梁 | PC橋 | 136 | 883 | 6,044 | 136 | 883 | 6,044 | 0 | 0 | 0 |
| | RC橋 | | 512 | 2,486 | | 513 | 2,493 | | 1 | 7 |
| | 鋼橋 | | 2,080 | 12,220 | | 2,080 | 12,220 | | 0 | 0 |
| | 石橋 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 木橋・その他 | | 7 | 22 | | 7 | 22 | | 0 | 0 |
| | 合計 | 136 | 3,482 | 20,772 | 136 | 3,483 | 20,779 | 0 | 1 | 7 |

| 区分 | 種別 | 2014年度 | 2020年度 | 比較 |
|---|---|---|---|---|
| | | 延長（m） | 延長（m） | 延長（m） |
| 下水道 | 汚水管路 | 42,728 | 42,779 | 51 |
| | 雨水管路 | 1,208 | 1,208 | 0 |
| | 農集管路 | 5,948 | 5,948 | 0 |
| | 合計 | 49,884 | 49,935 | 51 |

（２）減価償却率の推移

各施設の減価償却率の状況は次のとおりです。

▼減価償却率の推移

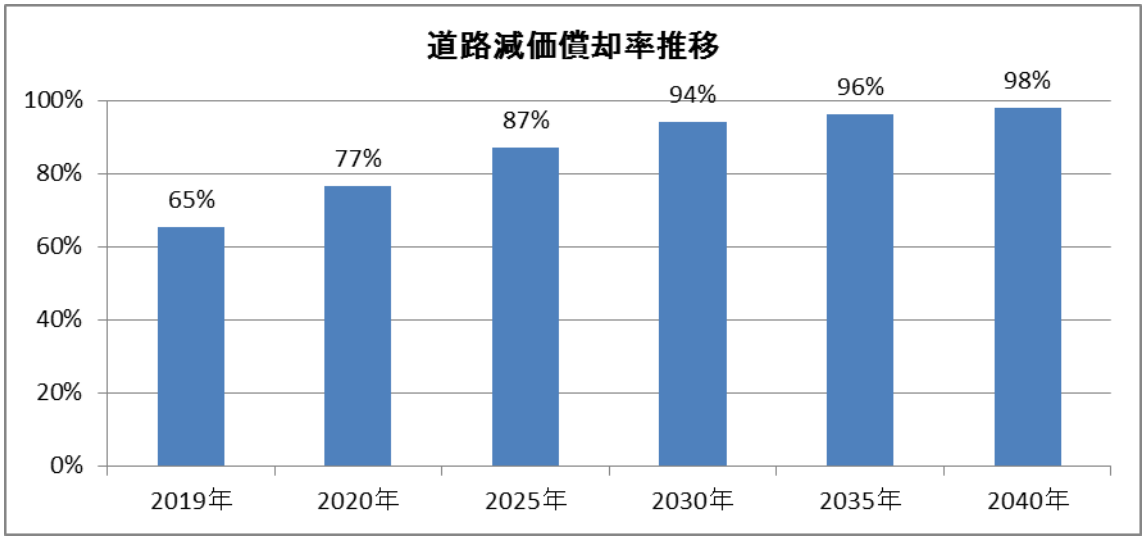


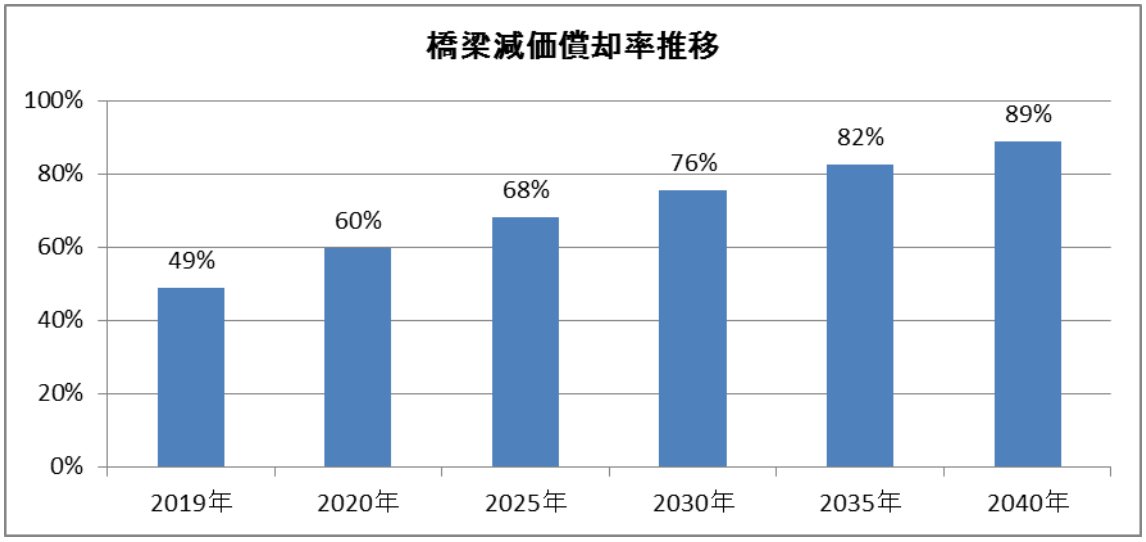


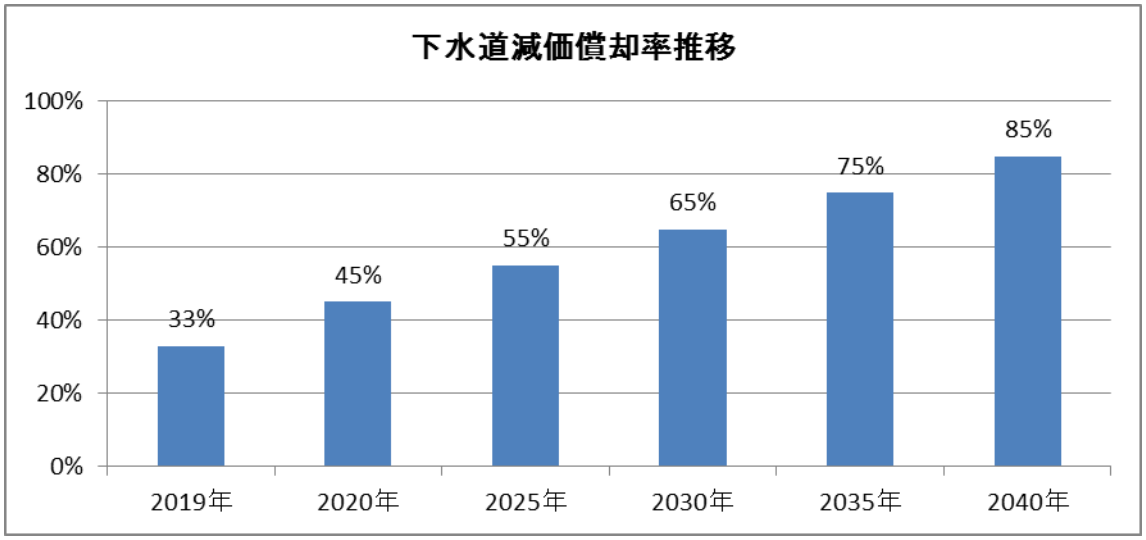

## 3　過去に行った対策の実績

当初計画策定後（2017年度（平成29年度）以降）に行った、公共施設の合理化のための対策は次のとおりです。使用していない施設の除却を進めるとともに、地域活動の拠点である行政区自治会館の集約に伴う更新や除却、役場庁舎の建て替えなどを行いました。

▼過去に行った施設合理化対策

| 実施年度 | 施設名称 | 延床面積（㎡） | 建築年月日 | 対策内容 |
|---|---|---|---|---|
| H29 | 旧新十津川尚武館 | 454.50 | S48.11.30 | 更新除却 |
| H29 | 総進区自治会館 | 176.26 | S53.10.20 | 更新除却 |
| H29 | 旧幌加区自治会館 | 117.00 | S49.11.30 | 集約除却 |
| H29 | 公営住宅総進団地 | 133.00 | S57.10.1 | 除却 |
| H29 | 公営住宅学園団地 | 137.00 | S33.9.30 | 除却 |
| H29 | 旧花月肥育センター | 502.60 | S48.10.30 | 除却 |
| H29 | 花月区自治会館 | 260.92 | S51.3.31 | 更新除却 |
| H30 | 旧宮前区自治会館 | 173.88 | S51.3.31 | 集約除却 |
| H30 | 旧北大和区自治会館 | 188.77 | S52.7.30 | 集約除却 |
| H30 | 公営住宅南吉野団地 | 424.00 | S49.9.30 | 除却 |
| H30 | 旧役場庁舎西側車庫 | 337.50 | S45.12.10 | 更新除却 |
| R1 | 旧文京区自治会館 | 259.19 | S50.11.13 | 更新除却 |
| R1 | 旧大和小学校 | 2,678.21 | S56.6.30 | 集約除却 |
| R1 | 旧東花月区自治会館 | 157.59 | S50.11.22 | 集約除却 |
| R2 | 旧役場庁舎東側車庫 | 476.46 | S46.11.30 | 更新除却 |
| R3 | 旧役場庁舎 | 3,426.28 | S45.9.15 | 更新除却 |

## ４　現状や課題に関する基本認識

（１）大規模修繕・更新に係る費用の増加

本町の建築物系公共施設のうち、大規模修繕の目安となる築30年以上を経過した施設は51.6%を占めており、老朽化による大規模修繕に必要な費用が増加し、財政を圧迫していくことが懸念されます。

（２）人口減少に伴う収入の減少

本町の人口は、2021年（令和３年）の6,548人から、2061年（令和43年）には3,060人まで減る見通しとなっており、とりわけ生産年齢人口の減少が著しく、全人口に占める生産年齢人口の構成割合は2021年の50%から、2061年には45.2%まで下がると見込まれています。人口減少に伴い、町税、地方交付税などの収入が大きく減少することが懸念されます。

（３）老朽化、耐震性能に係る安全性の問題

建築後30年以上を経過する施設が全体の５割を超えており、老朽化による安全性の問題が懸念されます。また、建築系公共施設の耐震化率は、新十津川町耐震改修促進計画（令和３年度改定）で91.7%と推定されています。

今後も使用する施設については、各々の個別施設計画に基づいた適切な改修を行うことで、安全を確保していくことが求められます。

また、すでに使用しなくなった施設や更新予定のない施設は、解体を行うまでの間、事故を防止するために適切な維持管理をしていかなければなりません。

（４）人口減少や少子高齢化に伴う住民ニーズの変化

既存の公共施設等が整備された時期と現在・将来では、人口構造が大きく変化することから、公共施設等に対する需要も変化するものと考えられます。住民ニーズを的確に把握し、長期的な視点で施設の種類や量を最適化していく対応が求められます。

# 第４章　更新等に係る経費の見込み

## １　施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）の仕様書に示された試算条件に準じて、公共施設（処分する方針の建築物系施設を除く）を同面積で単純更新した場合の今後40年間の費用を試算すると、建築物系施設が298億円、インフラ系施設が442億円、合わせて740億円かかることが見込まれます。これを年平均にすると、１年あたり18.5億円となります。なお、この試算では、財源は考慮しておらず純粋な支出額として試算されています。

第2章の２財政状況に記載したとおり、過去10年間の普通建設事業費は約100億円、充当一般財源は約24億円となっており、１年あたり2.4億円の一般財源を充てています。特定財源の主なものは補助金と地方債ですが、試算における財源の構成割合が同じと仮定すると、18.5億円に対して4.4億円程度は一般財源を用意する必要があることになります。直近10年の収支状況（平均５億円の黒字）から、当分の間は対応できると考えられますが、今後人口減少に伴い財政規模が縮小していくことが予想されることから、この水準を維持することができるかは不透明です。

【試算条件】

■建築物系公共施設

- 建築後30年で大規模改修、60年で更新する。（処分方針の施設は除外）
- 起算時点で建築後30年を経過している施設で大規模修繕未実施の場合は、2021年から10年間かけて積み残し修繕を計上する。

■インフラ系公共施設

- 道路は15年で更新することとし、更新費用（舗装部分を対象に道路種別ごとの更新単価により試算）の1/15が毎年発生すると仮定する。
- 橋梁は60年で更新することとし、構造ごとの更新単価により試算する。
- 下水道は50年で更新することとし、更新費用（延長総量のみ把握）の1/50が毎年発生すると仮定する。

## 2　長寿命化対策を反映した場合の見込み

公共施設を耐用年数経過時に単純更新するのではなく、できる限り長寿命化を図った場合の費用を試算すると、今後40年間で、建物系施設が249億円、インフラ系施設が377億円、合わせて626億円となります。年平均では、1年あたり15.6億円となり、単純更新と同じ条件で一般財源を見込むと3.7億円が必要となります。

【試算条件】

■建築物系公共施設

・建築後30年後、50年後に大規模改修、80年で更新する。（処分方針の施設は除外）

・起算時点で建築後30年を経過している施設で大規模修繕未実施の場合は、2021年から10年間かけて積み残し修繕を計上する。

■インフラ系公共施設

・各個別施設計画における長寿命化した場合の費用により試算する。

・道路は単純更新の場合と同様の試算とするが、更新までの年数をできるだけ長くできるように維持管理を行う。

## 3　対策の効果額

長寿命化対策を行った場合の費用を、単純更新を行った場合の費用と比較すると、今後40年間で114億円の費用抑制効果があります。ただし、最初の10年間は、長寿命化対策を行う場合の方が費用は大きくなるため、長寿命化工事を実施する時期を調整するなどして、負担の平準化を図る検討が必要になります。

なお、単純更新と長寿命化更新の費用の比較は、一定の条件のもとで試算したもので、必ずしも実情と合致するものではありません。必要な公共施設はできるだけ長期間使用した方が経済的には有利であることを目安として示すものです。

▼単純更新した場合の費用

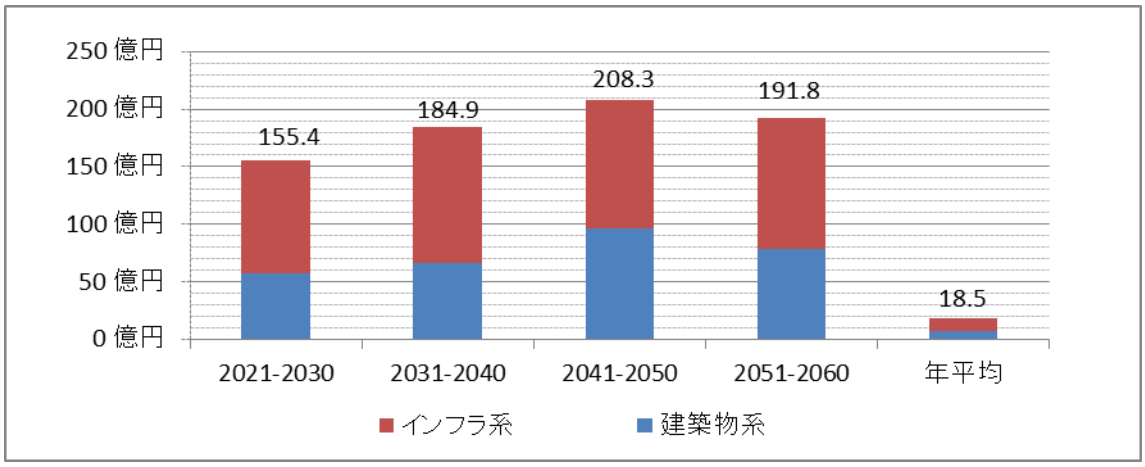


▼長寿命化更新した場合の費用

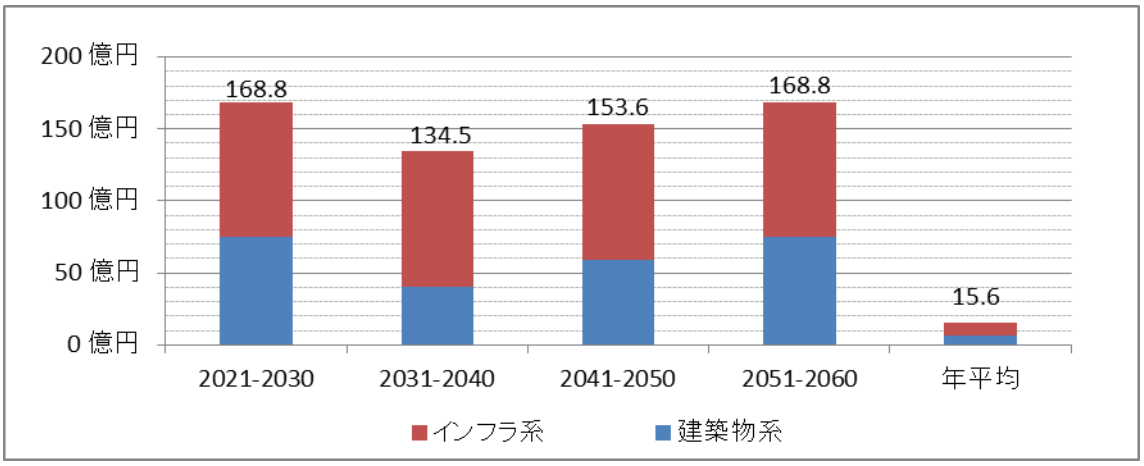


▼単純更新と長寿命化更新の費用比較（効果）

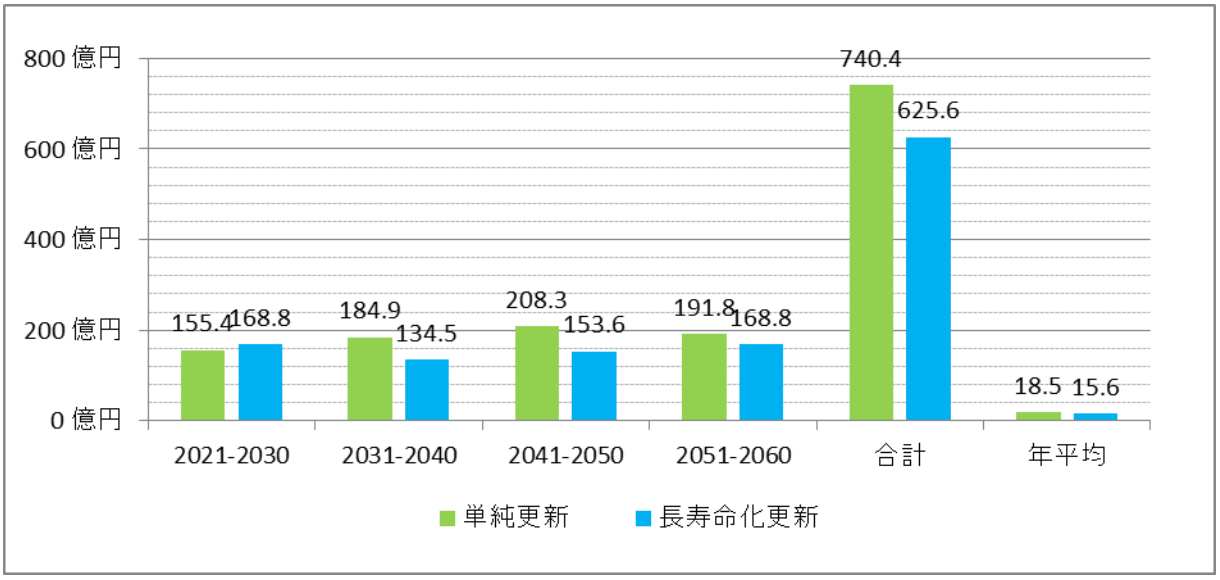

# 第５章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

## １　公共施設等の管理に係る方針

### （１）施設維持にかかるコストの抑制と財源の確保

今後、本町の建築物系、インフラ系を合わせた公共施設等の修繕・更新費用が増大していくことで、より多くの一般財源をこれらの費用に使わなければならなくなることが予想され、行財政運営に影響を与えることが懸念されます。

公共施設等を適切に維持していくためには、維持管理・修繕・更新にかかるコストの抑制や歳入確保、民間資本の活用等の幅広く総合的な対策が求められており、必要に応じた施設の削減についても取り組む必要があります。

ア　コストの抑制

- 予防保全と事後保全をコスト面から比較し、予防保全優位の施設については、予防保全による長寿命化を図り、トータルコストの削減及びコストの平準化を図る。
- PPP、PFI等の手法を利用した民間資本・ノウハウの活用
- 直営施設における指定管理者制度を含めたコスト削減のあり方の検討
- 指定管理者制度導入済施設におけるコスト削減効果の検証と、適切な指定管理のあり方についての検討
- 包括的民間委託導入の検討
- 省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、PPA活用の検討
- 保守点検の効率化
- 官民協働による維持管理、運営
- 更新時における、施設の合理化（面積の縮小や複合化等）、新たな工法の採用による長寿命化

イ　財源の確保

- 利用者を増やす取組
- コスト分析に基づいた、受益者負担額の定期的な見直し
- 余剰土地の民間貸付

ウ　施設量の削減

不要な施設は廃止し、必要な施設のみ残していくことで総量の削減を図ります。そのためには、最適な保有量の検討が必要となりますが、その検討の視点には、維持管理・修繕・更新に係る費用と充当可能財源を整理する経済的な面からの視点と、公共サービスを維持するために必要となる延床面積をどの程度の水準に設定するかといった量的な面からの視点が必要になります。費用の面では、総量削減だけでは不足する財源を補填することが困難なため、維持管理・修繕・更新にかかるコストの抑制や

歳入確保についても考慮します。保有量の面では、他自治体の供給量を参考にして、本町の置かれた状況に応じた公共施設等保有量の適正水準を定め、公共サービスの機能維持や住民生活への影響等にも留意します。また、近隣自治体と連携するなど、広域的な視点で適正な配置の検討を行います。

施設の処分にあたっては、まず「売却」「貸付」「譲渡」等による有効活用を検討し、その可能性がなければ、財政負担の集中を避けながら、施設の除却を推進していきます。

（２）安全性の確保と計画的な管理

公共施設等の老朽化、耐震性能に係る課題に対し、安全性確保を推進していくことが必要です。安全性確保は平常時及び災害時、両方の視点から検討していきます。

平常時における安全性確保のためには、施設の劣化状況や性能低下を定期的に把握しておくことが必要です。そのためには、日常的、計画的な点検による適正な管理が不可欠です。また、使用する上で危険性が認められ、今後活用する目途のない施設については、速やかに除却していくことも必要となります。災害時における安全性確保のためには、施設の耐震化が必要です。避難所に指定されている施設において耐震性能が不足するものはありませんが、非指定施設についても、優先順位を定めて耐震化を進めていくことが必要です。

ア　日常的、計画的な点検の実施

イ　残さない施設等の除却の推進

ウ　耐震化の推進

（３）住民ニーズの把握と変化に対する柔軟性

人口構造の変化や産業構造の変化、ライフスタイルの変化に伴い、求められる公共施設等は時代とともに変化します。変化の中で効用の高い行政サービスを維持し続けるには、現在から将来にわたる住民ニーズの的確な把握と、変化に対して柔軟に対応できる施設づくりが重要となります。また、施設の使いやすさへの配慮も大切です。

ア　住民ニーズの的確な把握

イ　変化に対して柔軟に対応できる施設づくり

ウ　ユニバーサルデザイン化の推進

エ　環境に配慮した施設づくり

## 2　全庁的な取組体制の構築やＰＤＣＡサイクルの推進等に係る方針

公共施設マネジメントを確実かつ継続的に推進していくためには、全庁的な推進体制の構築、ＰＤＣＡサイクルの運用による進捗管理等の管理体制を構築する必要があります。また、公共施設マネジメントを効率的に実施していくためには、施設データや点検記録等の客観的な情報の共有を行うとともに、基金の積み立て等による財源の確保により実行性を持たせることが重要です。

さらに、公共施設マネジメントの推進には町民の理解も欠かせませんので、今後の方向性に関する情報共有や運営に関する町民との対話、協働による公共施設マネジメントの推進を図っていきます。

（１）管理体制の構築

庁内検討・意思決定とともに職員意識の啓発・人材育成を図る観点から、副町長をトップとし、課長級職を中心に構成する検討組織を設置（既存組織の活用も含む）するなど、全庁的な推進体制の構築を進め、ＰＤＣＡサイクルに則した公共施設マネジメントの実現を目指すほか、必要に応じて本計画の見直しも行います。

（２）情報管理・共有のあり方

公共施設マネジメントを推進していくためには、公共施設等の情報を全庁的に共有していくことが重要です。情報を共有することで、修繕・更新の優先度の共通認識につながり、納得感をもって進めていくことができます。

公共施設等の情報は、地方公会計（固定資産台帳）の情報を活用します。固定資産台帳は、施設分類、建築年度、面積、減価償却の状況などの客観的な情報を網羅的に認識することができるため、各施設担当課において、修繕・更新を具体的に検討するための資料として有効であるとともに、全庁的に共有することで、職員意識の啓発にもつながります。

（３）実効性の確保

公共施設マネジメントの実行性を確保していくため、将来の収入減少に対応できるように財源の準備を進める必要があります。更新費用のシミュレーション等を踏まえて、計画的に公共施設整備基金への積み立てを行います。

（４）情報公開・住民参加

公共施設等の総量が減少していくことが見込まれる中で、住民ニーズを的確にとらえた最適な配置を実現するためには、住民とコミュニケーションをとっていくことが不可欠です。広報誌やホームページを通じた積極的な情報発信、町民アンケート、総合行政審議会やまちづくり懇談会などでの住民との協議等を行って、住民ニーズの把握や合意形成に努めます。

**新十津川町公共施設等総合管理計画**

2017年（平成29年）3月　策定

2022年（令和４年）３月　改定

新十津川町　総務課

〒073-1103　北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1

電話　0125-76-2131（代表）

http://www.town.shintotsukawa.lg.jp